

社 労 連 第 1 7 7 号
平成 2 4 年 4 月 9 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公 印 省 略)

**東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣
が指定する期間の特例の一部を改正する件について**

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件に関しまして、厚生労働省年金局事業管理課長より別紙のと
おり情報提供がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではござい
ますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ホームページ「会員専用ページ」に掲載しておりますこ
とを申し添えます。

(担当：業務部企画課)

別紙

事務連絡
平成24年3月28日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間の特例の一部を改正する件について

標記について、平成24年3月28日付け年管発0328第2号により日本年金機構理事長あて、同日付け年管発0328第3号により地方厚生（支）局長あて発出しましたので、お知らせします。

年管発 0328 第 2 号
平成 24 年 3 月 28 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき
厚生労働大臣が指定する期間の特例の一部を改正する件について

東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生
労働大臣が指定する期間の特例の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働
省告示第 177 号）が別添のとおり告示されたので通知する。

この告示の内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、
遺漏のなきよう取り扱われたい。

記

東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生
労働大臣が指定する期間の特例（平成 23 年厚生労働省告示第 267 号）に
おいては、東日本大震災により国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令
第 12 号）第 77 条の 7 第 1 号から第 3 号までの事由に該当することとな
った者から、平成 23 年 8 月から平成 24 年 3 月までの間に免除又は若年
者納付猶予の申請があった場合には、平成 23 年 2 月から平成 24 年 6 月
までの期間のうち必要と認める期間について保険料を免除し、又は納付
を猶予することができるものとしたところである。

今回の改正は、この申請の期間を「平成 24 年 3 月まで」から「平成 24
年 6 月まで」に延長するものであり、東日本大震災により財産の損害（被
害金額がその価額のおおむね 2 分の 1 以上である場合に限る。）を受け、
又は失業したことにより、保険料の納付が引き続き困難であると認めら

れる者から、平成 24 年 4 月から同年 6 月までの間に免除又は若年者納付猶予の申請があった場合には、国民年金法施行規則第 77 条の 7 第 3 号の事由に該当するものとして、平成 23 年 2 月から平成 24 年 6 月までの期間のうち必要と認める期間について保険料を免除し、又は納付を猶予することができるようにするものである。

年管発 0328 第 3 号

平成 24 年 3 月 28 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

（ 公 印 省 略 ）

東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき
厚生労働大臣が指定する期間の特例の一部を改正する件について

東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生
労働大臣が指定する期間の特例の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働
省告示第 177 号）が別添のとおり告示されたので通知する。

この告示の内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、
貴管内市町村への周知をお願いします。

記

東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生
労働大臣が指定する期間の特例（平成 23 年厚生労働省告示第 267 号）に
おいては、東日本大震災により国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令
第 12 号）第 77 条の 7 第 1 号から第 3 号までの事由に該当することとな
った者から、平成 23 年 8 月から平成 24 年 3 月までの間に免除又は若年
者納付猶予の申請があった場合には、平成 23 年 2 月から平成 24 年 6 月
までの期間のうち必要と認める期間について保険料を免除し、又は納付
を猶予することができるものとしたところである。

今回の改正は、この申請の期間を「平成 24 年 3 月まで」から「平成 24
年 6 月まで」に延長するものであり、東日本大震災により財産の損害（被
害金額がその価額のおおむね 2 分の 1 以上である場合に限る。）を受け、
又は失業したことにより、保険料の納付が引き続き困難であると認めら

れる者から、平成 24 年 4 月から同年 6 月までの間に免除又は若年者納付猶予の申請があった場合には、国民年金法施行規則第 77 条の 7 第 3 号の事由に該当するものとして、平成 23 年 2 月から平成 24 年 6 月までの期間のうち必要と認める期間について保険料を免除し、又は納付を猶予することができるようにするものである。

○厚生労働省告示第七十七号

国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十条第一項及び第九十条の二第一項から第三項まで並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）附則第十九条第二項の規定に基づき、東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間の特例（平成二十三年厚生労働省告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十八日

第一号中「平成二十四年三月」を「平成二十四年六月」に改める。

厚生労働大臣 小宮山洋子